

島根県建設工事関連業務委託低入札対策実施要領の改定について

○主な改定内容

業務の更なる品質確保に向けて、業務区分における低入札基準価格算定のための算入率を変更する。(建築コンサルタント業務を除く)

- ・ 落札者決定方式で適用を分けていた算入率を統合
- ・ 主に各業務の諸経費及び一般管理費等の算入率を 48 (45) % から 50 % へ引き上げ

改 定 後							改 定 前						
別表 1 (改定前の別表 1 と別表 2 を統合)							別表 1 「島根県建設コンサルタント業務等の総合評価方式試行要領」によるもの						
調査基準価格算定基準	業務区分	項目①	項目②	項目③	項目④	基準価格	低入札基準価格算定基準	業務区分	項目①	項目②	項目③	項目④	基準価格
	測量業務	直接測量の額	測量調査の額	—	諸経費の 50%	①～④の合計額 (※)		測量業務	直接測量の額	測量調査の額	—	諸経費の 48%	①～④の合計額 (※)
	地質調査業務 (一般調査業務)	直接調査の額	間接調査の額	—	諸経費の 50%	①～④の合計額 (※)		地質調査業務 (一般調査業務)	直接調査の額	間接調査の額	—	諸経費の 48%	①～④の合計額 (※)
	地質調査業務 (解析等調査業務)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の 90%	一般管理等の 50%	①～④の合計額 (※)		地質調査業務 (解析等調査業務)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の 90%	一般管理等の 48%	①～④の合計額 (※)
	土木コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の 90%	一般管理等の 50%	①～④の合計額 (※)		土木コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の 90%	一般管理等の 48%	①～④の合計額 (※)
	建築コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の 60%	諸経費の 60%	①～④の合計額 (※)		建築コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額 (適判手数料を除く)	技術経費の 60%	諸経費の 60%	①～④の合計額 (※)
	補償コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の 90%	一般管理等の 50%	①～④の合計額 (※)		補償コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の 90%	一般管理等の 45%	①～④の合計額 (※)
(※ 概ねの数値)							(※ 概ねの数値)						

・別表2  
(削除)

・別表2  
「別表1に該当しないもの」

低入札基準価格算定基準	業務区分	項目①	項目②	項目③	項目④	基準価格
	測量業務	直接測量の額	測量調査の額	—	諸経費の48%	①～④の合計額(※)
	地質調査業務(一般調査業務)	直接調査の額	間接調査の額	—	諸経費の48%	①～④の合計額(※)
	地質調査業務(解析等調査業務)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の75%	一般管理費等の48%	①～④の合計額(※)
	土木コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の75%	一般管理費等の48%	①～④の合計額(※)
	建築コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費額(適手料除く)	技術経費の50%	諸経費の60%	①～④の合計額(※)
	補償コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の75%	一般管理費等の45%	①～④の合計額(※)

(※ 概ねの数値)

○適用日

令和7年1月1日から施行し、同日以降に入札公告、指名通知を行う業務委託から適用する。